

※必ずご確認ください※

2025 年度

ものづくり企業向けオンライン展示会「VirtualExpo」でのマーケティング支援

－ 世界のバイヤーにアプローチ！－

参加要綱

1. 参加者の資格

- (1) VirtualExpo に出展している日本企業及び在外日系企業。なお、在外日系企業は日本からの資本比率が10%以上であること。
- (2) 前項に該当する者であっても、過去にジェトロに損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なる等により本事業の実施に支障をきたすこととなるとジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、参加者の資格を有しないものとします。
- (3) 日本貿易振興機構の定める規則を遵守すること。

2. 出展製品

- (1) 製造国の法律で規定される資格あるいは認可に基づき、製造あるいは販売されている製品であること。
- (2) 次に該当する物は禁止又は制限します。
 - ① 我が国の輸出入関係法規で規制する物
 - ② 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物
 - ③ ジェトロが不適当と判断する物
- (3) 我が国外国為替および外国貿易法等の関税関係法令以外の規定により、輸出に関して許可・承認等を必要とする場合は、出展者の責任において事前に必要な許可等を取得すること。

3. 費用

- (1) ジェトロが実施する「VirtualExpo」におけるマーケティング支援には、無料で参加が可能です。ただし、VirtualExpo へのスタンド出展にあたっては、本見本市主催者である VirtualExpo Group または同社の日本側戦略的パートナー契約締結先のグローハイ株式会社を通じて申し込みが可能です。各社が定める条件や利用規約に基づき、所定の経費が発生します。その他、本事業においてジェトロが提供するサービス以外で発生する経費は、すべて参加者の自己負担となります。

4. 参加の取り決め

- (1) 参加申込が計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (2) 参加申込は、所定の期日までに「募集要項」に定める方法で行うものとします。
- (3) ジェトロによるプログラム参加可否の審査を行います。不採択の理由は、回答できません。なお、2024 年度にジェトロを介した VirtualExpo への出展支援を受けており、ジェトロへ提出が必須となっている資料（案件報告書等）の提供が確認されなかった場合、採択可否の検討にあたり優先度が下がる可能性があります。

5. 参加承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) ジェトロは、参加者が参加資格を有しないことが判明した場合、プログラム参加の承諾、取り決めをした時も含めて

何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすることができます。併せてジェトロに生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェトロが当該出展に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限られない）を請求します。但し、参加者は参加資格の喪失に起因し又は関連して生じた如何なる損害について、ジェトロに賠償請求できないものとします。

- (2) ジェトロは、参加者が本要綱に違反した場合、催告なしに、本プログラムへの参加の承諾、取り決めに解除することができるものとします。これによって生じる損害について、ジェトロは賠償請求できるものとします。

6. キャンセルポリシー

- (1) 参加申込み以降、キャンセルを希望する場合には、速やかにジェトロに連絡をすることとします。相応の理由なしにキャンセルされた場合は、今後ジェトロが実施する事業の選考等において考慮される場合があります。

7. 事業の中止等

- (1) ジェトロは次号等の場合、本事業の実施を取りやめることができるものとします。

- ① 戦争、政情不安、天災、感染症、その他ジェトロの責任に帰することの出来ない事由により VirtualExpo の利用が中止となった場合、または本事業の開催が困難になった場合
- ② 事業期日、方法等の条件に変更があった場合
- ③ 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェトロとしての事業実施が不適當もしくは不可能となった場合

8. 定めのない事項の発生

- (1) 本要綱及び「募集要項」に定めのない事項が発生した場合、あるいは VirtualExpo Group が新たな事項を定めた場合、ジェトロは「VirtualExpo」におけるマーケティング支援への対策を決定することができるものとします。
- (2) 前号の場合、ジェトロはすみやかに参加者に通知するものとし、参加者はジェトロの決定した対策に従うものとします。

9. 反社会勢力の排除

- (1) 参加者は、ジェトロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- ① 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- ② 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- ③ 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後も行う予定があること。
- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為。

- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJETROの信用を毀損し、またはJETROの業務を妨害する行為。
- ホ 前各号に準ずる行為。

⑦ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

- (2) 参加者が前項 9.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、JETROは事前の通知等なしに、参加の取り決めに解除できることとします。
- (3) 前項 9.(2)の定めに基づき、JETROが参加の取り決めに解除した場合、参加者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもJETROに請求できないこととします。
- (4) 上記 9.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、参加者が、9.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してJETROに損害が生じた場合、JETROはその被った損害について参加者に対し賠償請求が可能なこととします。

10. 免責

- (1) JETROは本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、JETROの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
- (2) 本事業にて万一、参加者や購入者等が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、JETROは一切その責任を負いません。また本事業で使用する VirtualExpo は VirtualExpo Group によってサービスの供給が行われるものであり、当該利用に起因して発生する事項についても、JETROは一切その責任を負いません。
- (3) 7.「事業の中止等」及び 8.「定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる参加者の損害及び不利益等について、JETROは一切その責任を負いません。また、規制の変更・強化等によって VirtualExpo へ出展できなくなった場合も、JETROはその責任を負いません。当該場合、ジャパン・パビリオンへの参加も取りやめるものとします。
- (4) 「募集要項」および参加要綱に定めのない事項に関しては、JETROがその対応を決定するものとします。
- (5) 本事業の全体事業スキームは変更になる場合があります。
- (6) VirtualExpo でのジャパン・パビリオンへの掲載方法・時期はJETROが決定します。
- (7) JETROが、本事業の進捗や成果に関する把握、および効果検証を目的に参加者から取得する案件報告書（成約や成約見込の案件情報）や各種アンケートをご提出いただけない場合には、支援開始後であっても支援を中止することができることとします。この場合、JETROの今後の事業における審査等で考慮される場合があります。これらに起因又は関連して生じたあらゆる損害についてJETROは一切の責任を負いません。
- (8) 前項に記載する案件報告書や各種アンケートは、JETROは、本事業の評価及び業務改善（これを目的とした調査研究及び政策提言活動を含みます。）、事業フォローアップのためにのみ利用します。JETROは、当該目的の範囲内において、国若しくは地方の行政機関、又は公的機関、独立行政法人、大学若しくは委託事業者等の国若しくは地方の行政機関が指定する者（JETROの委託、請負先等となる場合を含みますが、これに限られません。）に当該情報を提供し、JETRO又はこれらの者は、当該情報を統計的に処理した上で匿名化した結果を公表することがあります。

11. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

ジェトロの支援を受ける企業（以下「支援企業」といいます。）は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾いたします。

記

1. 支援企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。
2. 支援企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、ECサイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い等のジェトロのサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。
3. 支援企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェトロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、支援企業の出品及び／又はジェトロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェトロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェトロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する支援企業の登録又は資格等自体がジェトロにより取り消されること、及び／又は、ジェトロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がジェトロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。
4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、支援企業に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジェトロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。
5. 支援企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェトロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェトロが支援企業に対しこれを求償することがあることを確認します。
6. 本特記事項の定めがジェトロと支援企業との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、本特記事項の定めが優先することを確認します。
7. 支援企業は、ジェトロに対し、支援企業の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続きを履践している者に、本条項の内容に同意する手続きを担当させることを表明、保証します。

※注1：支援企業が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。支援企業自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェトロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点から支援企業による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです

・リスト規制

支援企業自身で、出品物等に関し、リスト規制に該当するかの該当判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト 安全保障貿易管理・リスト規制

安全保障貿易管理**Export Control*リスト規制 (meti.go.jp)

・キャッチオール規制

出品物等がリスト規制に該当しない場合であっても、支援企業自身で、補完的輸出規制（キャッチオール規制）に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、①外国企業等の需要者の情報（需要者要件）、需要者における用途（用途要件）を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨文書にて通知された場合（インフォーム要件）に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第3の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省HPをご参照ください。

※経産省HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制（キャッチオール規制）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

・米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）は、①米国原産品目、②特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目（組み込み品）、③特定の米国規制技術が使用されている品目（直接製品）を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要としています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります）。詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf

以上